

4月1日より施行決定!! セミナー・懇親会いずれも参加費無料（申込先着40名様）

改正商標法への備えは大丈夫ですか？

～改正法を受けたブランド戦略（ブランド力向上・競合他社対策）セミナー～

改正商標法により、コーポレートカラーやサウンドロゴ等、今まで商標登録することが出来なかった

「新しいタイプの商標」について商標登録することが可能となります。

「新しいタイプの商標」について、商標権を取得することが出来れば、ブランド戦略上、他社との差別化を有利に進めていくことが出来ます。一方、競合他社が「新しいタイプの商標」について商標権を取得してしまった場合、自社の商品パッケージの変更等、自社のブランド戦略の変更を強いられる可能性があります。

改正商標法を受けて、ブランド戦略策定を含めどのように対応していくべきか、現時点において検討を行うことが重要です。そこで、今般のセミナーでは、①改正商標法を受けたブランド価値向上のための戦略、②「新しいタイプの商標」について競合他社が商標権を取得した場合の対策を、改正商標法、改正審査基準、想定事例を踏まえ検討、解説致します。

また、セミナー終了後、講師とのざっくばらんな意見交換の場として、セミナー会場付近にて懇親会を行います。

是非、セミナーおよび懇親会にご参加賜りますようお願い申し上げます。

※過去開催した当法人主催セミナーの様子

日 時 2015年03月27日 金 14:30-16:40 (14:15より受付開始)

場 所 ウィンクあいち（愛知県産業労働センター1204号） 参 加 費 セミナー・懇親会ともに無料（申込先着40名様）

講 師 <弁理士>
・小早川俊一郎
・石原啓策
・衛藤寛啓



セミナー 14:30～16:40（途中10分間休憩）

<第1部> 改正商標法の最新情報

1. 音商標（出願方法、侵害の判断基準）
2. 色彩商標（出願方法、侵害の判断基準）
3. 位置商標（出願方法、侵害の判断基準）
4. 動きの商標（出願方法、侵害の判断基準）
5. ホログラム商標（出願方法、侵害の判断基準）
6. 改正商標法により商標権を取得出来るか否かの判断基準

<第2部> 改正商標法を踏まえた具体的検討

1. 改正商標法を受けたブランド戦略、伝統的商標の活用
2. 競合他社対策（想定事例に基づく対策の検討）
3. 海外における事例

懇 親 会 17:00～19:00（入退出自由）

※懇親会会場はセミナー会場付近を予定しております。具体的な場所につきましては申し込み頂いた方に別途ご連絡させていただきます。

お申込み・お問い合わせ

名古屋国際特許業務法人

事務局：幅 久美子（ハバクミコ）

TEL：052-203-1001（平日受付 9：00～17：00）

E-mail：daihyo@patent.gr.jp

【本 部】 〒460-0003 名古屋市中区錦1-20-19 名神ビル2F
TEL(052)203-1001 FAX(052)231-0515

【東京支店】 〒107-0052 東京都港区赤坂2-2-21 永田町法曹ビル7F
TEL(03)3568-3023 FAX(03)3568-3024

参加申込書

FAX:052-231-0515

2015年3月27日(金)
改正法を受けたブランド戦略セミナー

下記何れかに○印をご記入下さい。FAX受付24時間可

【 】 セミナーおよび懇親会に参加を希望します。

【 】 セミナーのみに参加を希望します。

貴社名

ご所属

ご参加予定人数

名

ご連絡先

TEL：

FAX：

ご参加者名